

東京都特別支援教育推進計画

第三次実施計画

- すべての学校における特別支援教育の推進を目指して -

平成22年11月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会では、平成 16 年 11 月に、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成 25 年度までの 10 年間の計画期間とする「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。そして、これまで第一次・第二次実施計画に基づいて都における特別支援教育の充実に努め、このたび締めくくりである第三次実施計画策定の時期を迎えました。

第一次実施計画（平成 16 年度～平成 19 年度）では、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長することを基本理念に、個別の教育支援計画の導入、自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部職業学科や中高一貫型ろう学校の設置等を進め、障害の種類や程度に応じた教育内容・方法の充実に努めるとともに、エリア・ネットワーク構想に基づくセンター校の指定、副籍制度の導入などの施策を通じて、全都的な視点に立って特別支援教育の推進に努めてきました。

第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）では、第一次実施計画の成果や課題を踏まえ、より専門性の高い教育を行うために、肢体不自由特別支援学校における外部人材（理学療法士や介護の専門家等）の導入、障害が重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫性のある教育内容・方法の研究・開発、複数の障害教育部門を併置した特別支援学校の設置などを進めるとともに、高等部職業学科の新設、民間と連携した就労支援体制の整備等により、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を支援してきました。

一方、国は、平成 19 年 4 月に学校教育法の一部を改正し、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を行いました。また、現在は「障がい者制度改革推進会議」の意見を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会において、就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革などについて検討を進めています。

こうした状況の中、都教育委員会では第三次実施計画の策定においても、本計画の基本理念を揺るがすことなく、共生社会の実現に向けて特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実に努めてまいります。

具体的には、児童・生徒の増加傾向が著しい知的障害特別支援学校の再編による教育環境の整備はもとより、今後も増加が予想される障害が軽い生徒の職業教育の充実、都の実情に即した病弱教育の再編、肢体不自由特別支援学校における外部人材の導入の拡充等を図りながら、特別支援学校における個に応じた教育内容・方法の充実に努めます。

また、小学校、中学校、高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒に対する適切な指導と必要な支援の体制整備が急務であることから、通常の学級や情緒障害等通級指導学級等の現状と課題を踏まえてこれからの都における特別支援教育の在り方を展望し、すべての学校における特別支援教育の推進に関する新たな施策を展開していきます。

都における特別支援教育は、教育行政や学校関係者の取組と努力だけで結実するものではありません。障害のある幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長し、将来の自立と社会参加を支援するためにも、今後とも保護者及び都民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

平成 22 年 11 月

東京都教育委員会

目次

第一部 東京都特別支援教育推進計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の背景

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 都における障害のある子供への教育の歩み..... | 4 |
| 2 | すべての学校における特別支援教育の充実..... | 6 |

第2章 計画の性格

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 計画の基本理念..... | 10 |
| 2 | 長期計画と実施計画..... | 11 |
| 3 | 都及び区市町村の役割..... | 13 |

第3章 第一次・第二次実施計画の取組状況

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 第一次・第二次実施計画の主な取組と評価..... | 18 |
| 2 | 第一次・第二次実施計画に基づく都立特別支援学校設置状況..... | 31 |

第4章 第三次実施計画の基本的な考え方

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 第三次実施計画策定の経緯..... | 33 |
| 2 | 第三次実施計画策定の基本的な考え方..... | 33 |
| 3 | 第三次実施計画の基本的な方向..... | 34 |
| 4 | 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の体系図..... | 37 |

第二部 第三次実施計画の具体的な展開

第1章 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

- | | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 障害の種類と程度等に応じた教育内容の充実..... | 43 |
| 2 | 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実..... | 50 |

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 個に応じた新たなタイプの学校づくり..... | 57 |
| 2 | 都立特別支援学校の適正な規模と配置..... | 59 |
| 3 | 寄宿舎の適正な規模と配置..... | 67 |

第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備

1 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する 新たな特別支援教育推進体制.....	70
2 特別支援学級の教育内容・方法の充実.....	75
3 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援.....	78

第4章 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備

1 都立高等学校等における特別支援教育の推進.....	86
2 都立高等学校等における個に応じた指導の充実.....	89

第5章 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成.....	94
2 都民に信頼される都立特別支援学校の学校経営支援.....	96
3 教育、福祉、医療、保健、労働等との積極的な連携.....	98
4 都民の理解啓発の充実.....	102

参考図表.....	107
-----------	-----